

## 浜小学校いじめ防止基本方針

### (1) はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利及び基本的人権等を著しく侵害し、心身の健全な成長を阻害し、人格の形成等に甚大かつ重大な危険を生じさせるものである。また、いじめはいつでも、どこからでも、どの児童にでも起こり得るものであり、どの児童も被害者と加害者の両方になり得るという危険性もはらんでいる。こうした事実をふまえて、「いじめは絶対に許さない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめは、どの子でも、どの学校でも起こり得る」ことを念頭に、「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」「いじめへの早急な対処措置」について、共通理解を図り、組織的に対応していく。

特に、本校では、いじめの予防と早期発見に特に重点的に取り組んでいくと共に、いじめが発生してしまった場合には、児童の尊厳を最大に重視し、教育委員会や地域、家庭、児童相談所等の関係機関との連携のもと、早急にいじめ根絶に向けて、組織をあげて適切な対処に全力で取り組むようにする。

さらに、常にいじめがなく安心して生活することができる学校の実現と維持のために、いじめ防止にかかわる取り組みを、定期的な振り返り、改善を加えていくようにする。

### (2) いじめの基本認識

- ①いじめは児童の心身の健全な発達に深刻な影響を及ぼし、不登校、自殺などを引き起こす背景ともなる重大な問題である。したがって、いじめはいかなる理由があろうとも人間として絶対に許されない。
- ②いじめはどの子にも、どの学校でも起こり得るものである。特に最近のいじめは携帯電話やオンラインゲームなどの普及により、いっそう見えにくくなっている。
- ③いじめ問題については、誰もが加害者にも被害者にもなり得る問題である。
- ④いじめ問題に対しては、被害者の立場になり指導を行う。
- ⑤いじめの兆候を素早く把握し、いじめ問題対策チームを中心に組織的かつ迅速に対応・指導にあたる。

### (3) いじめ防止のための取組

#### ①基本的な考え方

いじめの未然防止といじめのない学校づくりを最重要の取組とし、日々の充実した学習の中で、心と感性を育み、日常的に児童の自尊感情や自己有用感を醸成していくことを大切にする。

#### ②教職員による指導について

- 校内研修の確立と情報共有の場の確立及び児童への共通した指導の徹底
- いじめを許さない体制の確立と児童への周知
- 児童への薫陶の時間と場の設定
- いじめのサインの共通理解
- 日常的な「分かる授業」の実践と検証
- 教員自身の指導の振り返り
- 学年経営を中心にした児童の活躍の場づくり、居場所づくり、仲間づくり（温かな人間関係づくり）
- 道徳の時間を中心とする全教育活動における指導
- 児童理解を基盤とした教育活動におけるめあての確立とふりかえりの場の設定
- 体験活動の推進と充実
- 授業公開と授業参観等、多くの目でいろいろな学級を見る機会の創造
- 異学年交流の推進
- 保護者・家庭・関係諸機関との連携

#### ③いじめ防止及び早期発見と対応に向けた具体的な取組

本校のいじめ防止等に関する措置を実効的に行うために、下記の関係者からなる「いじめ防止対策会議」を置く。（学校評議委員、PTA役員代表、学校職員代表）

#### ④児童の主体的な取組

- 児童会を中心として、「思いやり集会」「浜っ子タイム」を設定したり、愛護活動に取り組んだりする。
- 高学年を中心に、道徳の時間や特別活動を活用して、いじめ防止活動を計画し積極的に参加する。

#### ⑤日常的な児童観察、早期発見、的確な指導について

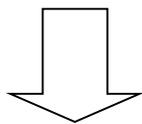
- 校内にいじめを許さない雰囲気をつくる。
- 校外におけるネットなどSNSとの関わり方について注意喚起を行う。
- 人権意識を高める。
- 温かい人間関係を築く。
- 家庭・地域社会・関係諸機関との連携を深める。
- 情報収集と報告・連絡・相談を密にする。

#### ⑥家庭や地域との連携

- いじめ防止基本方針の周知を行い、学年懇談会等で話し合いを行う。
- 安全ボランティアや外部組織をはじめとする関係機関との連絡・報告を励行する。

#### (4)未然防止と早期発見（フローチャート）

一人一人の個性を認め合い、お互いに高め合う、子ども主体の活動を推進する。



##### ○ 一人ひとりの子どもを大切にした学級経営

- ・ 自己存在感・自己有用感の醸成
- ・ 児童一人一人と共感的な人間関係の構築
- ・ 自己のあり方を自ら決定する場の設定
- ・ QU や心のアンケートを有効活用し、学級集団や個に応じた指導・支援

##### ○ 児童の意識啓発

- ・ 道徳、特別活動における人権教育の推進
- ・ 児童会活動を中心とした人権意識の育成

##### ○ 人間関係づくりのトレーニング

- ・ ソーシャルスキル・トレーニング、  
構成的グループエンカウンターの活用

##### ○ 集団活動・体験活動の推進

- ・ 社会性や情操の育成
- ・ 生き方を学ぶの設定
- ・ ボランティア活動の推進

##### ○ きめ細かな学習指導

- ・ 学習支援が必要な児童へのサポート
- ・ わかる楽しさ、できる喜びのある授業

##### ○ 保護者との連携

- ・ 家庭訪問、学級だよりによる理解と啓発
- ・ 授業参観、学年懇談会における情報交換

##### 安心感を与える

- ・ 児童の心情を理解し、孤独感を少なくする。
- ・ 居場所をつくり、存在感を味わわせる。
- ・ 学校のきまり、学級のルールを明確にする。

##### 社会的能力を育てる

- ・ 状況を正しく判断する力
- ・ 聞く力、話す力
- ・ 相手の立場や気持ちを思いやる力
- ・ 問題を解決する力

##### 心のエネルギーを与える

- ・ わかる楽しさ、できる喜びを感じさせる。
- ・ あきらめずにやりぬくことの大切さを伝える。
- ・ 児童のよさやがんばり、成長を認める。
- ・ 児童同士の認め合い、高め合いを推進する。

##### 保護者との信頼関係を築く

- ・ 教員としての言葉づかいや服装、立ち振る舞いに気をつける。
- ・ 電話や来客に対して、学校の代表という意識を持って、丁寧に対応する。
- ・ 専門性を身につけ、児童や保護者の困りごとに適切な指導・支援ができるよう努める。
- ・ 保護者や地域の要望を受け止め、必要に応じて組織的に対応する。

(5) 指導体制全体図

